

福島市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業の届出等について必要な事項を定める。

(事業開始の届出)

第2条 本市で放課後児童健全育成事業を行う者は、法第34条の8第2項に基づき、事業開始3箇月前までに放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 放課後児童支援員一覧
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 運営規程
- (5) 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- (6) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (7) その他市長が必要と認める書類

(事業変更等の届出)

第3条 前条の開始届をした者は、当該届出の内容に変更が生じるときは、法第34条の8第3項に基づき、変更の日から1箇月以内に、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合はその限りではない。

2 前項の規定は、第4条により放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開したときに準用する。

3 第1項の届出には、前条第2項に定める書類（変更のあった事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

(事業廃止等の届出)

第4条 第2条の開始届をした者は、当該届出に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、廃止又は休止の3箇月前まで、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年12月25日から施行する。